

あずま町地区のまちづくり

■地区整備計画

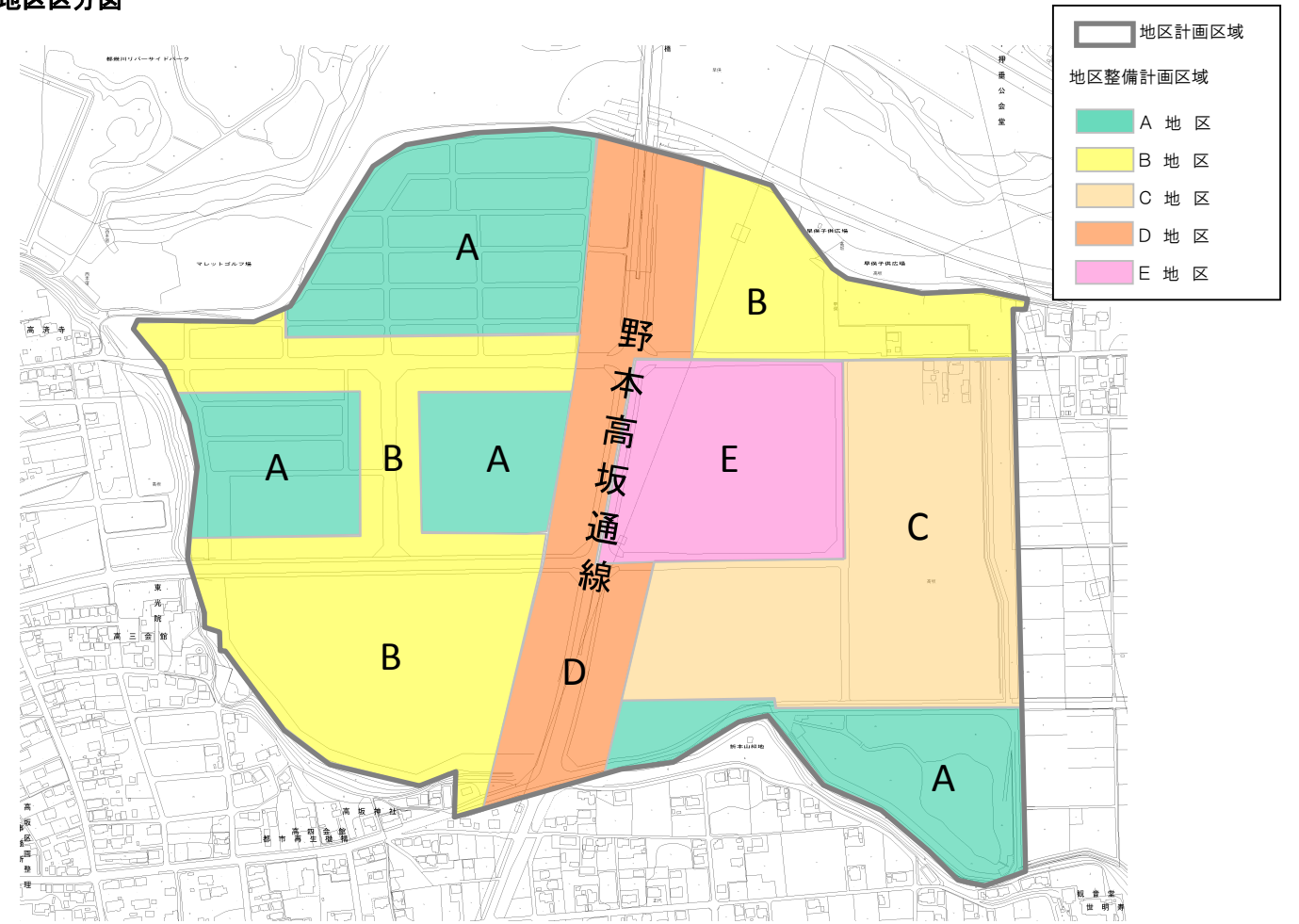
当初決定 平成 18 年 12 月 1 日 東松山市告示第 331 号

最終変更 平成 27 年 3 月 27 日 東松山市告示第 153 号



地区の区分	区分の名称	A地区 (第一種低層住居専用地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第二種住居地域)	D地区 (準住居地域)	E地区 (近隣商業地域)
	区分の面積	約 16.9ha	約 17.2ha	約 11.2ha	約 7.8ha	約 5.8ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は、建築してはならない。 (1) ホテル、旅館その他これらに類するもの。 (2) 畜舎その他これに類するもの(15㎡を超えるもの、ただし、ペットショップ、動物病院に付属するものを除く。) (3) 自動車教習所 (4) 葬儀場 (5) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)				
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、土地区画整理事業での換地面積が150㎡に満たない敷地については換地面積とする。			3,000㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱(自動車車庫の柱を除く。)の面又は高さ2.0mを超える門若しくは塀の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。				
	建築物等の高さの最高限度	市道第58号線、市道第81号線及び市道第82号線の道路端から25mの区域については12m		-		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物は美観風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 屋外広告は埼玉県屋外広告物条例第7条第2項に該当するものに限る。				
垣又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1) 生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2) 敷地地盤面からの高さが1.5m以下の竹垣、板さく。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 (3) 敷地地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎の高さは60cm以下のもの。ただし、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け植栽を施すものとする。 (4) 敷地地盤面からの高さが、1.5m以下のブロック塀等。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。					

■地区区分図



垣又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm以上後退させて植栽します。

(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。

(2)(4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m以上とします。

